

令和 8 年 1 0 月 7 日 宣告 日本郵便株式会社法違反被告事件

令和 8 年（わ）第 7 4 4 号、第 8 9 6 号

主 文

被告人を懲役 2 年に処する。

この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

東京地方検察庁立川支部で保管中の腕時計 1 個（令和 8 年立川支領第 4 4 0 号
符号 1）を没収する。

被告人から金 1 2 4 万 4 0 0 0 円を追徴する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、日本郵便株式会社東京支社郵便・物流オペレーション部集配基盤係主任、同年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、同部集配企画係主任として、郵便物取集委託契約業務等に従事していたもの、A は、軽自動車による貨物運送などを業とする株式会社 B の代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、C は同社で入札等の業務に従事していたもの、D は、郵便物及び小荷物の集荷並びに配達に関する受託などを業とする株式会社 E の代表取締役として同社の業務全般を統括していたものであるが、被告人は

第 1 1 日本郵便株式会社東京支社が令和 7 年 2 月 1 8 日に執行する自動四輪車取集委託契約の入札等に関し、前記 B に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和 6 年 1 0 月 1 6 日、東京都北区（住所省略）所在の飲食店において、前記 C から現金 1 0 万円の供与を受けるとともに、同月 2 4 日から同月 2 5 日までの間、千葉県浦安市（住所省略）所在の F ホテルに宿泊し、その間の宿泊代金合計 1 0 万 5 0 0 円相当を前記 B に負担させて自ら負担せず、同金額相当の財産上の利益の供与を受け、よって、前記自動四輪車取集委託契約の一般競争入札 4 件に関し、入札

が不調となった場合に予定価格を上回る最低価格で入札した業者との一者指定契約に移行することを利用して、前記Bと契約を締結するため、令和7年2月10日頃、入札価格の下限を画するものとして前記Bが提出していた原価計算書を、同入札に参加する業者の中で最も低い金額のものに差し替え、同月12日、東京都足立区（住所省略）所在の飲食店において、前記Aに対し、職務上把握していた秘密事項である同入札の予定価格を上回る最低価格となる価格帯を撮影した画像データを、携帯電話機で送信して教示し、同価格帯で入札するよう指示するなどし、もって自己の職務に関して賄賂を収受して職務上不正の行為をした。

2 前記入札等に関し、前記Bに有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同年5月16日から同月17日までの間、千葉県浦安市（住所省略）所在のGホテルに宿泊するなどし、その間の宿泊代金等合計104万3500円相当を前記Bに負担させて自ら負担せず、同金額相当の財産上の利益の供与を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受した。

第2 日本郵便株式会社東京支社が同年2月17日に執行した自動四輪車取集委託契約の入札及び同年4月22日に執行する予定の自動四輪車取集委託契約の入札等に関し、前記Eに有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同年4月19日、東京都足立区（住所省略）被告人方において、宅配便により、前記Dから腕時計1個（販売価格123万2000円。令和8年立川支領第440号符号1）の送付を受け、もって自己の職務に関して賄賂を収受した。

（量刑の理由）

本件は、日本郵便株式会社東京支社の郵便物取集委託契約入札担当職員であった被告人が、自動四輪車取集委託契約の入札等に関し、運送業者経営者らから、有利

かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨及びそのような取り計らいをしたことに
対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら賄賂を収受し、入
札の秘密事項を内通するなどの不正行為に及んだ事案である。

日本郵便株式会社は、平成19年10月に郵政民営化に伴い設立された特殊法人
であり、長年国営事業であった郵便事業を独占的に執り行うこととされ、その業務
の公益性、公共性の高さから、同社職員の職務の執行にあたっては公正性が強く求
められていた。そして、郵便物の運送を契約により運送業者に委託する場合、コス
トの削減、契約活動の適正化、効率化を図る調達方法として一般競争入札方式が採
用され、契約事務に従事する職員に対しては守秘義務が課されていた。それにもか
かわらず、被告人は、前任者の頃から続いてきた特定業者との癒着関係を背景に、
入札が不調となった場合に予定価格を上回る最低価格で入札した業者との一者指定
契約に移行する仕組みを利用して特定業者に便宜を図り、判示のとおり運送業者2
社の経営者らから賄賂を収受し、本件で起訴されたものだけでもそのうち1社に対
しては、入札価格の下限を画するものとして提出された原価計算書を差し替え、秘
密事項である予定価格を上回る最低価格帯を教示し、同価格帯での入札を指示する
などの不正行為に及び、最低価格入札者となった当該業者との間で価格交渉を経て
契約を締結した上、その謝礼としての賄賂も収受した。被告人の行為は、郵便物取
集委託契約に係る入札の意義を没却させ、日本郵便株式会社の職務の公正及びそれ
に対する社会一般の信頼を大きく損ねる悪質なものである。被告人が得た賄賂は合
計247万6000円相当に上る。被告人は、積極的に賄賂を要求するなどはしてい
ないものの、業務品質を維持するために実績のある現行業者に委託したいなどと
考え、さしたる抵抗感もなく特定業者との癒着した関係を継続して利益供与を受け
ていたものであり、職務の公正を軽視する態度が明らかで、相応の非難は免れない。

以上によれば、被告人の刑事責任は到底軽視できるものではないが、刑法犯との
法定刑の相違を踏まえて同種事案の量刑傾向を参照し、被告人が事実を認めて反省
の態度を示していること、本件により懲戒解雇処分を受け、実名報道がなされるな

ど一定の社会的制裁を受けていること、妻から監督を約する旨の陳述書が提出されていること、犯罪歴がないことなどの被告人のために酌むべき事情も考慮して、主刑を主文のとおり定めた上、その刑の執行を猶予することとした。

(求刑 懲役3年、主文同旨の没収及び追徴)

令和8年10月7日

東京地方裁判所立川支部刑事第3部

裁 判 官 梅 本 友 美